

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 9 日

佐賀県知事 山口 祥義殿

提出者

住 所 佐賀県鹿島市大字納富分4 1 2 4 番地

氏 名 中 島 建 設 株 式 会 社

代表取締役 中島 雅人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 9 5 4 - 6 3 - 2 2 2 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中島建設株式会社
事業場の所在地	佐賀県鹿島市大字納富分4 1 2 4 番地
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	291,938万円
③ 従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ➤ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ➤ 排出を抑制するため分別収集を徹底し、再利用を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ➤ 建設リサイクル法に基づき特定建設資材廃棄物の現場内分別を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ➤ 廃棄物の種類に応じた保管箱又は保管ヤード等を設置し分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ➤ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ➤ 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ➤ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ➤ 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ➤ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ➤ 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ➤ 再資源化施設との委託契約による特定建設資材廃棄物の再資源化		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	➤ 今後も再資源化施設との委託契約による特定建設資材廃棄物の再資源化を推進する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）
（第2面）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																
①現状	【前年度（令和6年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	排 出 量	0.803 t	19.750 t	3.060 t	778.195 t	0.702 t	8.475 t	25.500 t	456.204 t	33.046 t	t	t	t	t	t	1325.735 t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	排 出 量	0.600 t	15.800 t	2.400 t	622.500 t	0.500 t	6.700 t	20.400 t	364.900 t	16.500 t	t	t	t	t	t	1050.300 t

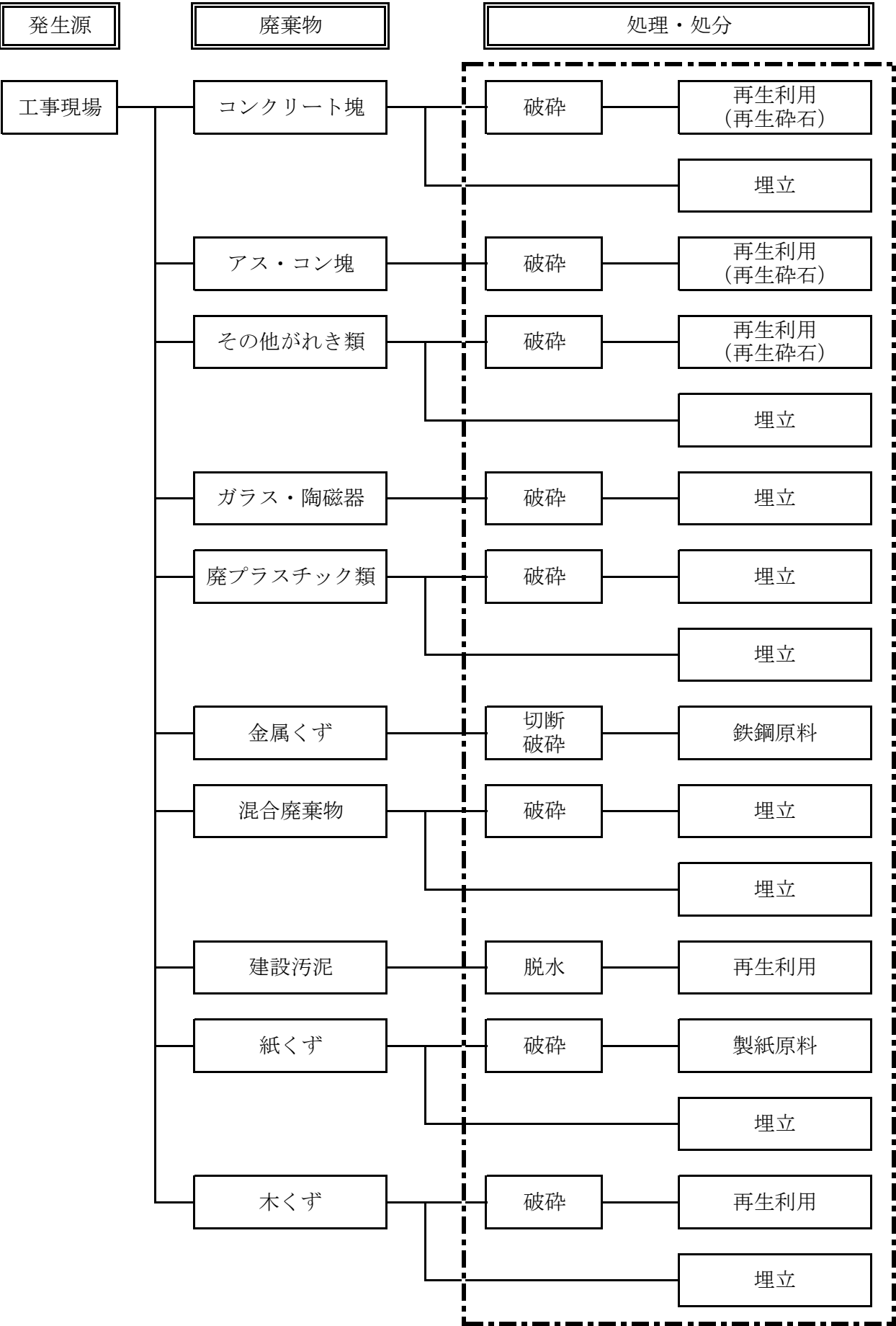
（第3面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																
①現状	【前年度（令和6年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																
①現状	【前年度（令和6年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）
（第４・５面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																
①現状	【前年度（令和６年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																
①現状	【前年度（令和６年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	全処理委託量	0.803 t	19.750 t	3.060 t	778.195 t	0.702 t	8.475 t	25.500 t	456.204 t	33.046 t	t	t	t	t	t	1325.735 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	11.490 t	3.060 t	694.725 t	0.000 t	8.475 t	19.740 t	13.468 t	33.046 t	t	t	t	t	t	784.004 t
	再生利用業者への処理委託量	0.803 t	19.750 t	3.060 t	778.195 t	0.702 t	8.475 t	25.500 t	456.204 t	33.046 t	t	t	t	t	t	1325.735 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器	がれき類	建設混合物						合 計
	全処理委託量	0.600 t	15.800 t	2.400 t	622.500 t	0.500 t	6.700 t	20.400 t	364.900 t	16.500 t	t	t	t	t	t	1,050.300 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.500 t	9.500 t	1.400 t	498.000 t	0.100 t	4.000 t	16.300 t	18.200 t	16.500 t	t	t	t	t	t	564.500 t
	再生利用業者への処理委託量	0.600 t	15.800 t	2.400 t	622.500 t	0.500 t	6.700 t	20.400 t	364.900 t	16.500 t	t	t	t	t	t	1,050.300 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	0.000 t

産業廃棄物の一連 の処理の工程（第1面関係別紙）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（第2面関係別紙）

（管理体制図）

統括責任者		所 属：中島建設株式会社 工務部 職名：工務部長
廃棄物担当		組 織 名：廃棄物委員会 組織人員：6名 （社長・各部門長3名・事務局2名）
役 割	廃棄物委員会	➤ 建設副産物処理に関する検討 建設副産物の再資源化促進、適正処理並びに管理運営を行ううえで必要な事項を検討する。 ・委員長（社長） ・委員（各部門長及び事務局）
	統括責任者	➤ 建設副産物処理方針の策定 ➤ 管理組織の整備及び管理規定の策定・改廃 ➤ 関係法令等の周知及び社内教育
	廃棄物管理（現場）	➤ 建設副産物処理計画書の作成及び委託契約締結 ➤ 産業廃棄物管理票の交付・管理・記録・処理実績の報告 ➤ 処理現状の確認
廃 棄 物 管 理 組 織 【本社】 代表取締役（社長） 統括責任者 廃棄物委員会 廃棄物委員会 (事務局) 工務部 (建築部) (土木部) 総務部 営業部 【現場】 廃棄物処理責任者 (現場代理人) 廃棄物処理担当者		